

## 「神戸市船舶給水条例施行規則の一部改正（案）」の概要

### 1. 改正の趣旨

令和6年10月から水道料金が改定されたため、神戸港における船舶給水について、神戸市船舶給水条例に規定する給水料金の改正（1立方メートルにつき税抜き25円の増額）を予定しています。（令和7年第1回定例会市会に提出）

神戸市船舶給水条例の改正が原案通り可決された場合、給水自動販売機による給水料金や設置状況を見直すにあたり、神戸市船舶給水条例第12条の規定に基づき制定された神戸市船舶給水条例施行規則（昭和36年4月規則第11号）の一部改正を行います。

### 2. 改正の概要

- ・船舶給水条例の改正による給水料金を反映し、200円あたり購入できる水量を改正します。  
（現行455リットル/200円→改正後428リットル/200円）
- ・給水自動販売機において購入できる最小単価を200円から100円に改正します。  
（現行200円→改正後100円）
- ・利用実績が乏しく設備の老朽化が著しい長田港の給水自動販売機を削除します。
- ・その他文言の整理

### 3. 施行予定日

令和7年5月ごろ（予定）